

平 26 . 6 . 26
際 D 5 - 5

税制調査会(国際課税DG⑤)

〔我が国における情報交換の現状について〕

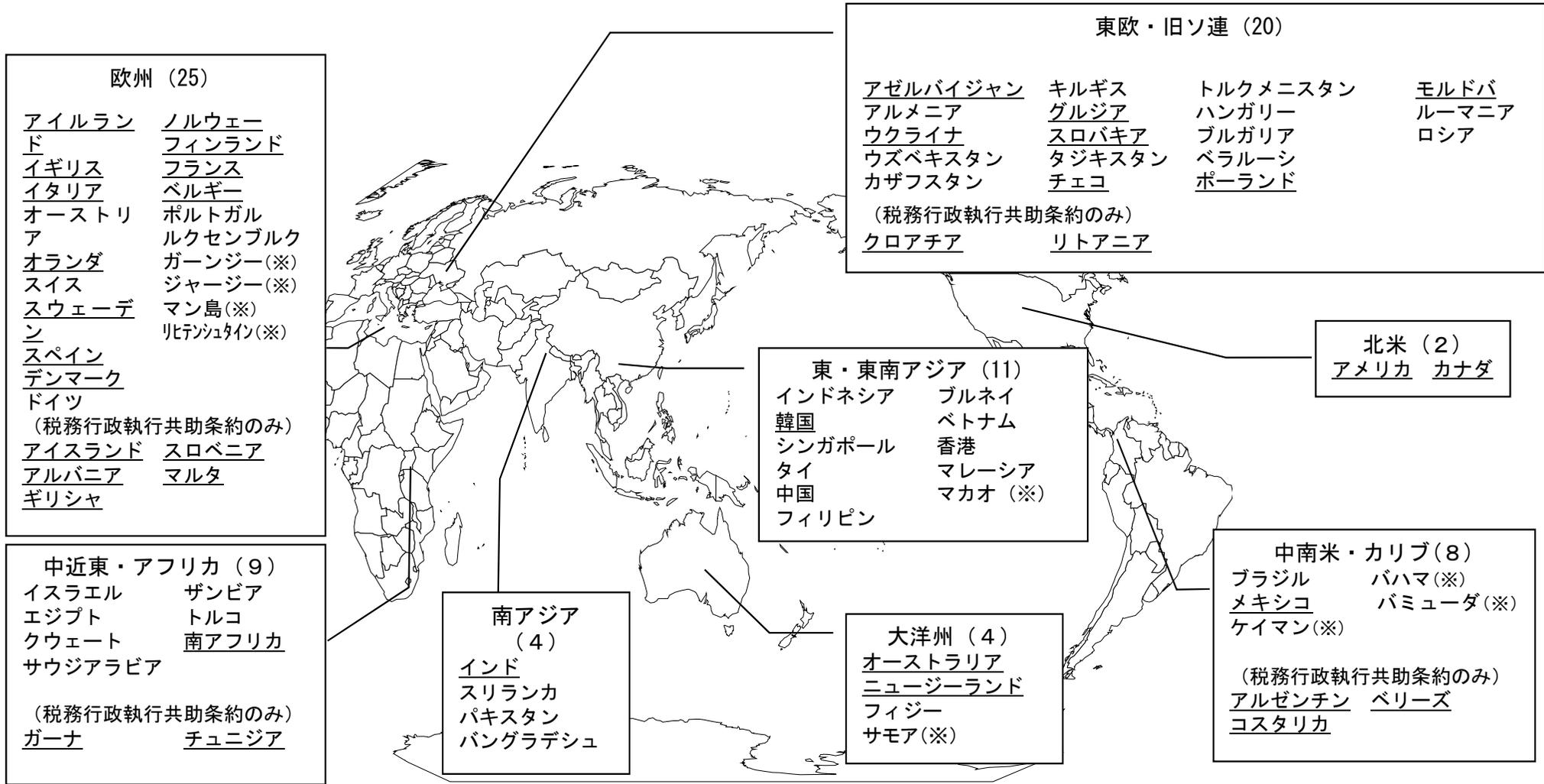
平成26年6月26日(木)

国税庁

租税条約等ネットワーク

～租税条約等に基づく情報交換～

➤ 平成26年6月1日現在、我が国が締結している租税条約等は61条約(83か国・地域)。



(注) ※印：租税に関する情報交換規定を主体とするもの。
 下線：税務行政執行共助条約の締結国。

我が国の情報交換ネットワークの拡充
 ～情報交換規定が新設・改正された主な条約等～

国・地域	発効年月	内 容
香港	2011年8月	新たに租税協定を締結。
バハマ	2011年8月	新たに租税協定を締結。
マン島	2011年9月	新たに租税情報交換協定を締結。
ケイマン諸島	2011年11月	ケイマン国内法に基づく片務的情報交換に代えて、新たに租税協定を締結。
スイス	2011年12月	条約改正により国際基準に則った情報交換規定を新設。
ルクセンブルク	2011年12月	条約改正により国際基準に則った情報交換規定に改正。
リヒテンシュタイン	2012年12月	新たに租税情報交換協定を締結。
ガーンジー	2013年8月	新たに租税協定を締結。
ジャージー	2013年8月	新たに租税協定を締結。
マカオ	2014年5月	新たに租税情報交換協定を締結。

税務行政執行共助条約

➤ 税務行政執行共助条約への署名

2011年11月、我が国は、税務当局間で徴収共助等の行政支援を相互に行うための多国間条約である税務行政執行共助条約に署名（2013年10月1日発効）。

税務行政執行共助条約は、本条約の締約国間で、租税に関する以下の行政支援を相互に行うための多国間条約であり、本条約を締結することにより、国際的な脱税及び租税回避行為に適切に対処していくことが可能になる。

2014年6月1日現在の署名国は、日、米、英、仏、独、伊、中、韓等64か国である。

- ① 情報交換：締約国間において、租税に関する情報を相互に交換することができる。
- ② 徴収共助：租税の滞納者の資産が他の締約国にある場合、他の締約国にその租税の徴収を依頼することができる。
- ③ 送達共助：租税に関する文書の名宛人が他の締約国にいる場合、他の締約国にその文書の送達を依頼することができる。

OECDモデル租税条約第26条（概要）

第1項（主要準則）

- ・ 両締約国の権限のある当局（Competent Authorities）による情報交換
- ・ 対象は条約又は国内法令の規定の実施に関連する情報
- ・ 情報交換の対象となる税目は、条約上の対象税目に制限されない。

第2項（守秘義務）

- ・ 受領した情報に係る守秘義務（国内法令に基づいて得た情報と同様の取扱）
- ・ 受領した情報の開示（租税の賦課・徴収、執行・訴追、不服申立についての決定、又は監督に関与する者又は当局に対し、これらの目的のためにのみ使用可。公開法廷においても開示可）
- ・ 受領した情報の他目的使用（両締約国の国内法で他目的使用が認められ、情報提供国の許可がある場合のみ）

第3項（情報交換の制限）

- ・ 国内法令及び行政慣行に抵触する行政上の措置（相互主義）
- ・ 国内法令下又は行政の通常の運営で入手できない情報の提供（相互主義）
- ・ 営業上・事業上の秘密、公開が公の秩序に反する情報の提供

第4項（自己の課税目的）

- ・ 被要請国は、自己の課税目的に必要でないときでも、情報入手するために必要な手段を講ずる（自己の課税目的に必要でないことのみを理由に情報提供を拒否できない）

第5項（銀行秘密）

- ・ 銀行等が保有する情報、所有権情報であることのみを理由に情報提供を拒否できない

租税条約実施特例法（抄）

（相手国等への情報提供）

第8条の2 財務大臣は、相手国等の租税に関する法令を執行する当局（以下この条において「相手国等税務当局」という。）に対し、当該相手国等との間の租税条約等に定めるところにより、その職務の遂行に資すると認められる租税に関する情報の提供を行うことができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該相手国等税務当局が、我が国が行う当該情報の提供に相当する情報の提供を我が国に対して行うことができないと認められるとき。
- 二 我が国がこの条の規定により提供する情報について当該相手国等において秘密の保持が担保されていないと認められるとき。
- 三 我が国がこの条の規定により提供する情報が当該相手国等税務当局の職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されるおそれがあると認められるとき。
- 四 当該情報の提供を行うことが我が国の利益を害することとなるおそれがあると認められるとき。
- 五 当該相手国等から当該情報の提供の要請があつた場合にあっては、当該相手国等税務当局が当該要請に係る情報を入手するために通常用いるべき手段を用いなかつたと認められるとき（当該手段を用いることが著しく困難であると認められるときを除く。）。

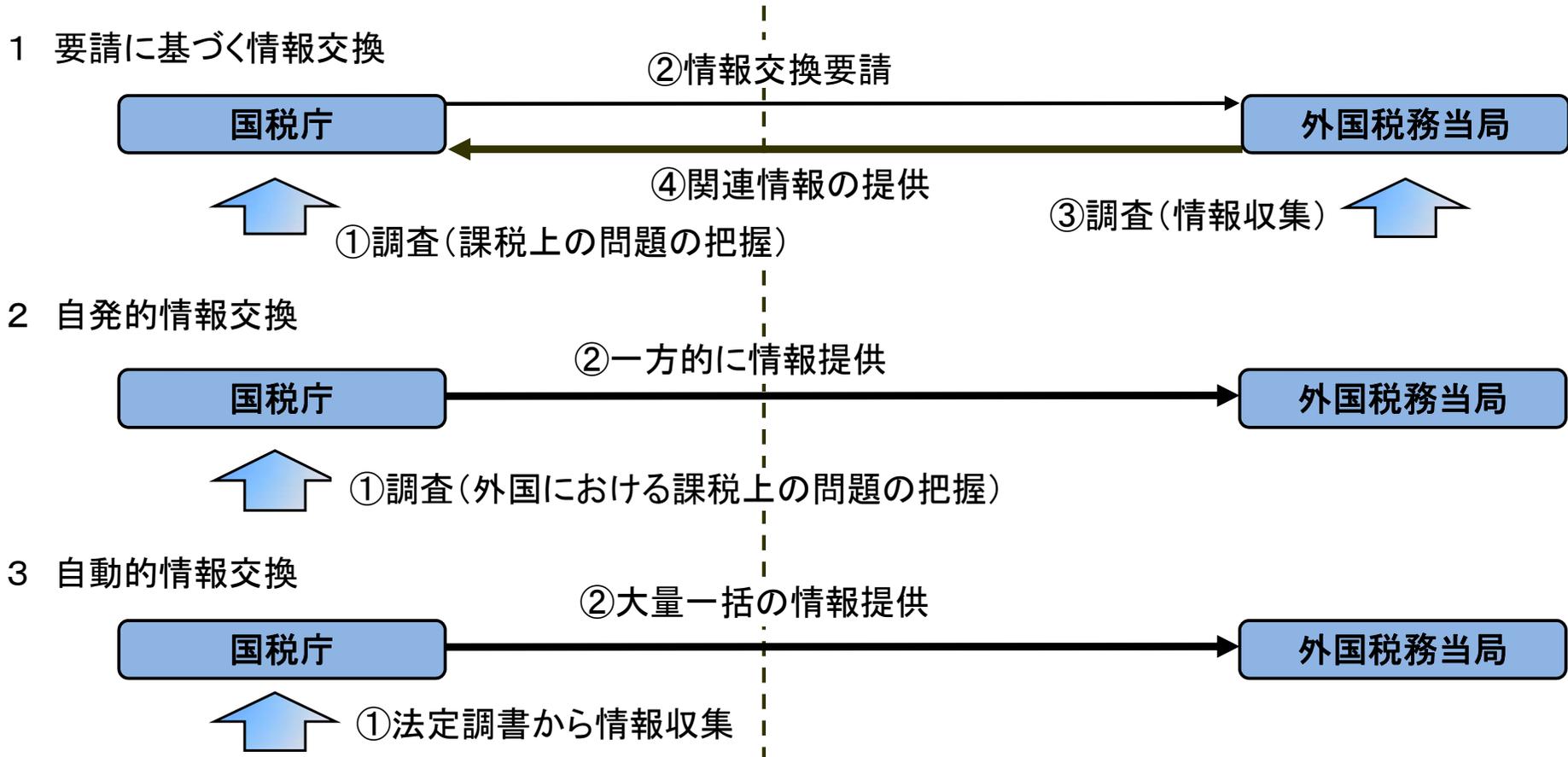
（相手国等から情報の提供要請があつた場合の当該職員の質問検査権）

第9条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該相手国等の租税に関する調査…に必要な情報の提供の要請があつた場合には、前条の規定により当該情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類…その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

情報交換の3類型

- 税務当局間の情報交換とは、納税者の取引などの税に関する情報を二国間の税務当局間で互いに提供する仕組み。
- 租税条約に基づく税務当局間の情報交換には、①要請に基づく情報交換、②自発的情報交換、③自動的情報交換の3形態がある。

【税務当局間の情報交換のイメージ】



情報交換の件数（類型別）

（単位：件）

会計年度		2010	2011	2012
区分				
要請	要請	646	1,006	634
	被要請	84	299	155
自発	我が国からの提供	1,260	354	364
	外国からの收受	35	341	33
自動	我が国からの提供	166,499	375,298	91,859
	外国からの收受	123,407	178,958	138,886
合計		291,931	556,256	231,931

我が国からの要請に基づく情報交換の件数（地域別）

（単位：件）

地域別 \ 会計年度	2010	2011	2012
アジア・大洋州	(68.6%) 443	(66.4%) 668	(58.8%) 373
米 州	(20.1%) 130	(26.5%) 267	(34.2%) 217
欧州・その他	(11.3%) 73	(7.1%) 71	(7.0%) 44
合 計	(100.0%) 646	(100.0%) 1, 006	(100.0%) 634

（注）かっこ書きは構成比

情報交換制度等を活用して確認を行う事項の例

	取引内容等	所得の発生・資産の保有等
所得課税	<p>○居住者・非居住者間、非居住者間での取引に係る契約内容等</p> <p>(例) 非居住者間での国内不動産譲渡につき譲渡所得の申告がない場合</p> <p>(例) 国外の取引先と通謀し、経費の過大計上等を行っている場合</p>	<p>○居住者の国外源泉所得の発生・内容</p> <p>(例) 居住者の国外での利子・配当の受取につき申告がない場合</p> <p>(例) 居住者の国外不動産の譲渡につき譲渡所得の申告がない場合</p> <p>○居住性の判定</p> <p>(例) 国外滞在中の株式譲渡所得課税につき、居住性が争われる場合</p>
相続課税	<p>○居住者等の国外で受けた贈与等に関する契約内容等</p> <p>(例) 外国信託等を通じ、贈与等が行われている場合</p>	<p>○居住者等の国外相続財産の存否・内容</p> <p>(例) 国外預金・不動産等の相続につき、相続税申告がない場合</p>

※ クロスボーダー取引拡大等の下で、適正な課税を確保するため、情報交換制度のほか、国外送金等調書、国外財産調書(平成26年～)も最大限に活用

要請に基づく情報交換により得られる情報（例）

- 取引先等企業に関するもの
財務諸表・決算書、申告書、登記情報、定款、
役員情報、営業実態の有無 など
- 取引に関するもの
契約書、インボイス、銀行預金口座、経理処理、
不動産登記、申告の有無 など
- 相手国当局が作成した相手国納税者の聴取書

情報交換ミーティング

～効果的・効率的に要請に基づく情報交換を実施～

○ 要請に基づく情報交換 通常は文書等の交換による

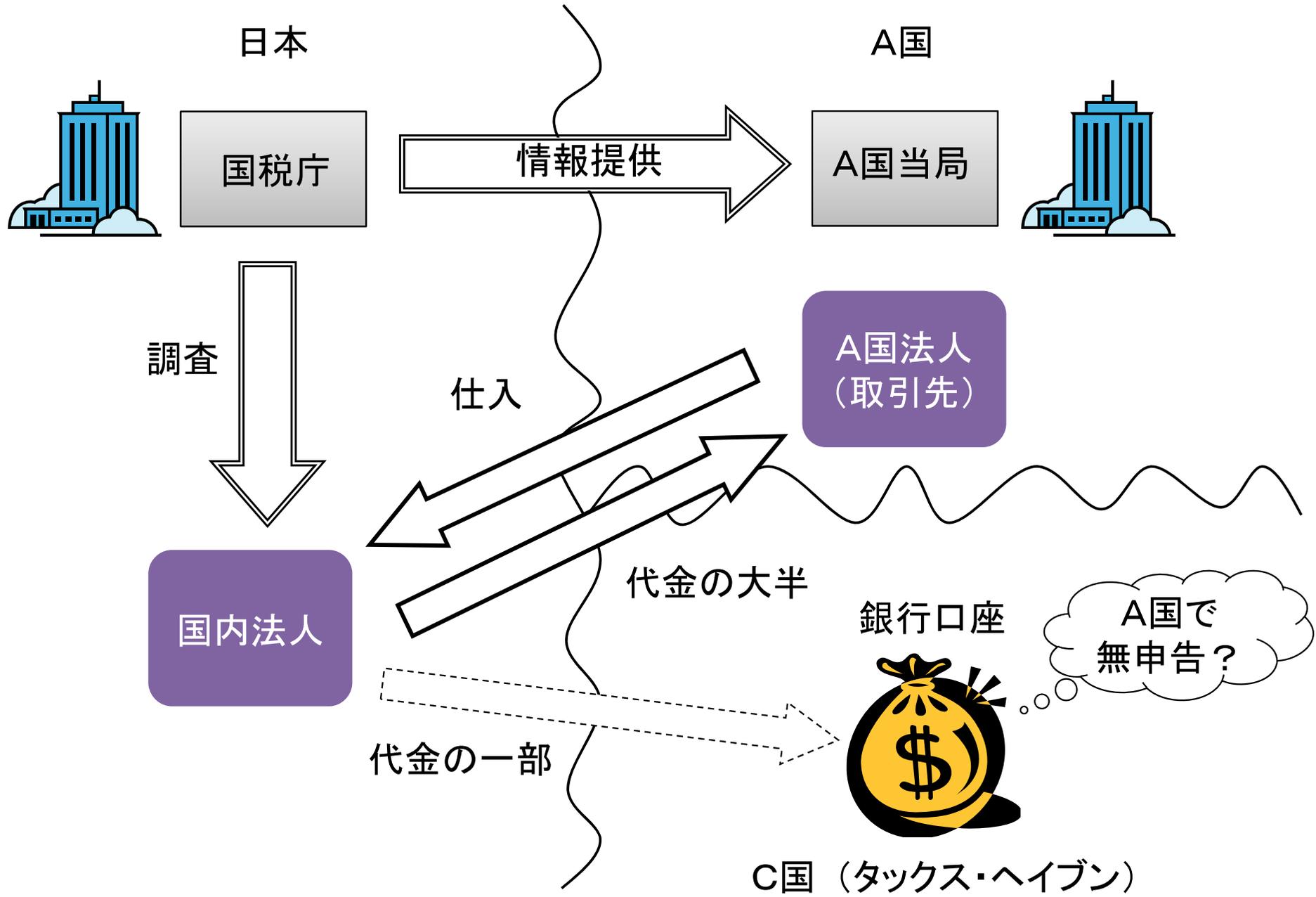
○ 情報交換ミーティング

例えば、複雑な取引に係る要請について、外国税務当局に直接面談し、事案の詳細や解明すべきポイント等を説明

相手国当局の事案に対する理解が深まり、相手国当局からの確かな情報を迅速に入手することが可能

⇒ 深度ある情報交換を効果的・効率的に実現

自発的情報交換による情報提供（例）



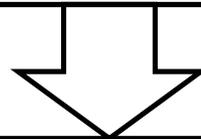
情報交換による国際協力の具体例 1
～国際タックスシェルター情報センター～

- 国際タックスシェルター情報センター（Joint International Tax Shelter Information Centre : JITSIC）は、日、米、英、独、仏、加、豪、中、韓の9カ国の税務当局により設置されている組織。
- ワシントン及びロンドンの両事務所に派遣された各国職員が、国際的租税回避スキーム及び富裕層に関連した情報交換要請への対応や調査手法等の知見の共有に取り組んでいる。
- 国税庁では、JITSICのワシントン及びロンドン事務所に派遣している職員を通じて、効果的・効率的な情報交換の実施や、課税上有益と認められる情報の収集に努めている。

情報交換による国際協力の具体例 2 ～オフショア情報の交換～

2013年5月31日国税庁記者発表（抄）

- 国税庁は、オーストラリア国税庁からオフショア（いわゆるタックスヘイブン国・地域等）に所在する事業体（法人・信託等）に関する大量の情報のうち、我が国の納税者に関連すると見込まれる情報の提供を受けました。
- ……今回、オーストラリアから提供を受けた情報についても既に分析を開始しており、今後、国際的な課税逃れや、来年（平成26年）から提出が必要となる国外財産調書の提出義務者等の把握の端緒となるものと見込んでいます。



国際協調の下、オフショアを利用した脱税や濫用的租税回避に断固として対抗する姿勢を表明。

※ 自らの申告等に課税上の問題があると考えられる場合には、自主的な見直しを期待。

プロジェクト型の情報交換の具体例

～豪投資家（非居住者）の譲渡所得に係る情報交換～

- 近年、北海道ニセコ地区（スキーリゾート地域周辺）に所在する不動産について、リゾートマンション用地の需要の高まりもあり、取引が活発化。
- 日本国内に所在する不動産の譲渡による所得（譲渡所得）がある場合、居住者及び非居住者は、ともに日本において申告をする必要あり。
- しかし、その不動産を売却し、譲渡所得が見込まれるにもかかわらず、所得税の申告のない非居住者を、不動産登記の移転資料等から多数把握。
- そこで、そのような非居住者が多かった豪州の当局に対し、租税条約等に基づく情報交換により協力を要請。
- 豪州当局から提供を受けた情報に基づいて調査し、不動産の譲渡所得を得ているにもかかわらず、その申告をしていない事実を把握。

（注）居住者：国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人（所得税法2①三）
非居住者：居住者以外の個人（所得税法2①五）

OECD「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」 ピア・レビュー（相互審査）の審査項目の概要

以下の項目について、4段階評価（遵守・概ね遵守・一部遵守・不遵守）により審査

(A) 情報の利用可能性（Availability of Information）

情報交換の前提として、所有権や所有者に関する情報及び会社その他の組織の取引情報が相当な期間において保持されている必要がある。

(B) 情報へのアクセス（Access to Information）

当局は、銀行等金融機関が保有する情報、またはパートナーシップや信託の受益者に関する情報を入手する権限を持つ必要がある。

(C) 情報交換の実施（Exchanging Information）

情報交換の実施は十分か。

C.1 情報交換制度は、自国課税利益の欠如、銀行機密、双罰条件等を理由として阻害されてはならない。（以下省略）

C.2～4 （省略）

C.5 相当な期間内に情報を提供しているか。

各国は、要請を受けてから90日以内に、要請された情報を提供する、または要請の進捗状況を通知することで、要請に対応できなければならない。

情報交換に関する今後の主な課題

情報交換の適時性の確保

OECD「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」の審査においては、他国からの情報提供要請を収受してから原則として90日以内に回答することが国際的な基準

プロジェクト型の情報交換の取組み

特定のグループ、業種等の納税者を対象とする、二国間又は多国間による情報交換を中心とした協力・協調行動

現在、OECD税務長官会議（FTA）において、国際的な協力・協調行動の枠組み作りが進行中

自動的情報交換の拡充

本年2月、OECD租税委員会が金融口座の自動的情報交換に係る国際基準（共通報告基準：Common Reporting Standard）を策定・公表し、同月に、G20財務大臣・中央銀行総裁会議がこれを支持